

②「前文」及び「第1章 総則」について

<p>討議員からのご意見</p>	<p>参 考</p>	<p>第2回市民討議会での討議内容</p>
<p>本文、小諸市自治基本条例逐条解説に照らし合わせても、その通りであり、納得できるものです。 この前文、総則は自治に係る市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割や責任を理解し、履行することに努力を惜しまないことと、意見を闘わせ、良い方向を見出すことにあると考えます。</p>		
<p>基本条例制定にかかわって、自分の思いを込めた条文を市民の皆さんに評価いただいた、と考えていました。しかし、現実はその甘くありませんでした。条文の読みにくさから始まりこんな条文の文言は如何かなどはいうに及ばず、最高規範性という事が現実の行政の中で生きていないのではと言う疑問点など多々指摘されました。市の施設だと思い利用しようとしたら、利用できずこれは果たして市の行政なのか行為なのか判断のつかない部分も指摘されました。行政と私企業はたまた NGO ボランティアのものすごく複雑化し絡み合いをだれもが納得のいく公明正大なシステムとして図式化して欲しいとの要望も開きました。</p> <p>わたし自身が区の行事や私生活でお話しのできる小さいお子さんから、寝たきりになってしまったお年寄りなど様々な方々から夢や希望・生き方・他人とのかかわりなどお聞きして、小諸市自治基本条例を見直すべき視点としたいと考えました。その思いから、前文において抜けている過去への反省を入れて、わたし個人の価値観で書き直してみました。</p> <p>小諸なる古城のほとり雲自く遊子悲しむ、と文豪島崎藤村に詠われたわたしたちのまち小諸市は、雄大な浅間山に抱かれ、千曲川の清流を望む自然豊かな高原の町です。今日まで先人たちのたゆまぬさまざまな努力により個性あふれる素晴らしい地域社会が築かれてきましたが、そこにさまざまな問題が生じたことも否定できません。そこで、私たちは先人たちの築いた個性あふれる地域社会のさまざまな問題を解決しつつ、さらに「生きがい」「働きがい」「住みがい」のあるまちに育て上げていかなければなりません。</p> <p>私たちはだれもが生き生きとした地域社会をめざして、市民それぞれの知恵と工夫と参加によって、小諸市民に多様な公共サービスが展開されるような自治を目指します。</p> <p>私たちは、自分たちのまちは自分たちでつくるために市民のみならず市民活動団体や区などの重要な地域自治組織とともに、まちづくりを考えていきます。</p> <p>市議会や市長をはじめとした市の執行機関も、市の業務委託を受けた運営団体も、市政運営における多種多様な責任を果たす必要があります。</p> <p>めざすべき新しい小諸を実現してゆくためには、多くの困難がありますが、今の、未来の小諸の人々のために、私たちは強い決意をもって乗り越えていきます。</p> <p>ここに私たちは、市民一人ひとりが自治の主体であることを自覚するとともに、自らの意思と責任において主体的に行動し、お互いに尊重され尊重する暮らしやすい地域社会を協働でつくることを自治の基本理念とし、小諸市の自治の更なる発展をめざして小諸市基本条例を制定します。</p> <p>まとまりませんが、これを意見とします。</p>		

<p>1. 自治の基本理念・基本原則・目的・位置付けの謳い方は概ね良いと考えますが、一方で、今後日本における分権型社会構築の為、様々にある課題とその問題点が多くの人々の努力で、解決あるいは解決に向けての進化をしていくと考えられる中、そのことは地域と地域住民にまちづくりにおける地域自らの選択・判断・責任というあらたな責任ある行動が、益々求められていくことであると思います。 その様な視点を意識して本条例の前文を見ると、その部分の謳い方が若干不足しているのではないかと感じられます。特に市議会と市長の部分において。</p> <p>2. その部分を補う加筆をするとしたなら-----の考え方として 下段の「市議会や市長をはじめとした市の執行機関も、」の後ろの表記を「市政運営における新たな自らの責任を果たしていく必要があります」と「自ら」を加筆したら良いのではないかと感じました。</p> <p>3. その他、「市民活動団体」と「区」の表記の位置は、実態からみて、区が先にあって良いのではないかと-----とも考えることができるのではないのでしょうか。</p>	<p>平成 21 年 11 月 6 日開催の「第 8 回ワーキンググループ」で同様の議論が行われました。「住民と密着している区を先にした方がよいのではないかと」という意見がありましたが、「順番によって上下関係は感じない」「区も重要だが、馴染みからすると市民活動団体の方が薄く感じられるため、その存在をPRするという意味で市民活動団体を前にしたと認識している」などの意見があり、そのような順の表記になりました。</p>	
<p>① (条例の位置付け) 最高規範としての位置付けになっているが、他の条例・規則等の制定・改廃に際し、整合が図られているのか、<u>チェックするための条文がない。</u></p> <p>② (用語の定義) (4) 区 ・ ・自治意識に基づき<u>市の執行機関と連携を保ちながら主体的に・ ・各地域のコミュニティーとしての位置づけ、及び市の執行機関との関係を明確にする。</u></p> <p>③ 第 2 章にも関わってくるが、「区」と「市の執行機関」との関わりについて、もっと明記すべきである。 区は、各地域のコミュニティーとしての自主的活動と共に、<u>市の業務についても委託を受け、執行機関業務の一部を代務している</u>ので、関係する条文の中で具体的に明記すべき。</p>		
<p>第 3 条 (1) (2) (4) (3) の順ではないか？ 生活により密着した区 (自治会) が、市民活動団体等よりも優先された方が良いと思います。</p>	<p>平成 21 年 11 月 6 日開催の「第 8 回ワーキンググループ」で同様の議論が行われました。「住民と密着している区を先にした方がよいのではないかと」という意見がありましたが、「順番によって上下関係は感じない」「区も重要だが、馴染みからすると市民活動団体の方が薄く感じられるため、その存在をPRするという意味で市民活動団体を前にしたと認識している」などの意見があり、そのような順の表記になりました。</p>	